栗林総合法律事務所 KURIBAYASHI SOGO

KSLO NEWS LETTER

Contents

▶ TOPICS 01 「株主総会資料の電子提供制度」

「入所のご挨拶」

弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉

▶ TOPICS 02

「入所のご挨拶」 弁護士 近久 憲太

松田 康秀

► TOPICS 03

▶ KSLO NEWS

栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内 『英文 JV 契約書の作成とチェックポイント』

TOPICS 01

株主総会資料の電子提供制度



弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉

会社法の改正により2023年3月開催の株主総会から、株 主総会資料の電子提供制度が実施されることになりました (非上場会社は2022年9月1日以降の総会で採用可能です)。

株主総会招集通知には、①株主総会参考資料、②議決 権行使書面、③計算書類及び事業報告、④連結計算書類な ど様々な情報が記載されており、印刷や送付に多大な費用と 負担がかかっていました。今回の会社法の改正により、定款 変更を行って電子提供制度を採用した場合には、これらの記 載事項をウェブサイトで開示することにより、株主総会招集通 知に記載する必要がないことになります。会社にとっては大 幅な費用の節約を図ることが可能となります。

電子提供制度は、上場会社、非上場会社を問わず採用す ることができますが、上場会社については強制適用となりま すので、必ず電子提供制度を採用する必要があります。上場 会社において、定款を変更して株主総会資料の電子提供制 度を利用することを定めることができますが、仮に定款変更を しない場合においても、改正規定の施行日において定款変更 の決議をしたものとみなされることになります。非上場会社に ついては定款変更が必要になります。

電子提供制度を採用した場合にも、株主総会の招集通知

自体は株主に対して送付する必要があります。株主総会の招 集通知には、株主総会の開催日時や開催場所、電子提供さ れる情報を見るためのウェブサイトのアドレスなどが記載され ることになります。

弁護士

電子提供制度が採用された場合、株主は自分のパソコン や携帯電話から株主総会の参考資料等を閲覧することがで きるようになります。一方で、パソコンや携帯電話に慣れてい ないので、紙媒体による情報の提供を受けたいと希望される 株主もいらっしゃいます。このような場合、株主から書面で請 求(書面交付請求)があった場合は、会社の側は書面で情報 を提供する必要があります。

従前、株主総会資料は招集通知に記載して、株主総会の 開催日の2週間前までに株主に発送されることになっていまし た。株主総会資料の電子提供制度を利用する場合は、株主 総会の日の3週間前又は株主総会招集通知を発した日のい ずれか早い日までにウェブサイトへの掲載を開始しなければ ならないとされています。従って、株主としては、遅くとも株 主総会の開催日の3週間前までには総会資料を閲覧すること ができるようになりますので、株主にとってもメリットが大きい と言えます。

TOPICS 02

入所のご挨拶



弁護士 近久 憲太

この度ご縁を賜り、栗林総合法律事務所に入所いた しました近久憲太と申します。日本国内及び国際的な 案件に尽力いたしたく存じます。

私は、高校生のとき、パン工場の再建に携わった弁護士の方の話を聞き、生きることを諦めかけるほど困っている方を自身の知識・経験で救うことができる弁護士の仕事に強くあこがれ、弁護士を志しました。いかなる案件に対しても粘り強く誠実に向き合い、クライアントの皆様にとって最良の法的サービスを提供することができますよう、日々研鑽を重ねつつ精進して参ります。

末永くご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

さて、以下、少々自己紹介をいたしたく存じます。

私は、平成29年に中央大学法学部法律学科を卒業 し、平成31年に九州大学大学院法務学府実務法学専 攻を修了し、今年4月に司法修習を終えて弁護士となり ました。

趣味は、散歩です。入所を機に地元の福岡から東京へ引っ越しを行い、新たな地での生活が始まりました。私の実家は、福岡県の太宰府市というところにあります。 実家の近くには学問の神様として有名な菅原道真公が祀られている太宰府天満宮や、令和の典拠となった万葉集の歌が詠まれたとされている大宰府政庁跡や坂本八幡神社などがあり、休日にはよく近所を散歩しておりました。東京へ引っ越した現在も、休日には散歩しながら近所のお店や桜並木など新たな発見をしております。先日、散歩の途中で亀戸天神社に立ち寄った際に菅原道真公の五歳のときの銅像があり、地元の太宰府とゆかりのある場所であることを知ることができました。健康の維持のためにも適度な運動は大切だと思いますので、今後も運動を兼ねて散歩を続け、新たな発見をしていければと考えております。

また、私は大学時代に体育連盟合気道部に所属して おりました。理不尽な目に遭ったときに、逃げるという 選択肢しかないという理由で逃げることが嫌でしたの で、逃げるにしてもせめて理不尽なことに立ち向かう心持ちくらいは持てるようになりたいと思い、合気道部に入部いたしました。初心者として入部したことから最初は何も分かりませんでしたが、下級生のときには先輩やOBの方から積極的に学び、4年生のときには主将として後輩の指導に当たりました。自ら積極的に学び、集中力を高く持って誠実に取り組むことで、一つずつ技術面を向上させていくことができました。幸い、いまだに一度も理不尽な目に遭うことなく過ごせておりますが、合気道部で学んだ、腹を決めてまっすぐな心持ちでいることの大切さを忘れないようにしたいと思っております。

栗林総合法律事務所に入所し、早くも1か月程度が 経過しました。わずか1か月の間ですが、様々な案件に 触れ、考え悩みながら、多くのことを学んで過ごしてお ります。修習生として1年間実務に触れていたときとは 立場も変わり、弁護士として主体的に案件と向き合う中 で、一つひとつの案件に対して考えを尽くすことの大切 さを学んでおります。案件に対して多角的な視点から常 に考えを尽くすことで、より正確な見通しを持った対応 ができる弁護士になっていきたいと考えております。私 は、今後弁護士として、クライアントの皆様の人生や社 会に大きな影響を与える事柄にも関わっていくことにな ります。法的な知識等についても日々の研鑚を怠らない ようにし、クライアントの皆様や案件に対して常に誠実 に向き合い、得た知識や経験をもとに一つひとつの案 件に対して考えを尽くしていくことで、クライアントの皆 様のお力になれるよう努めて参りたいと思っております。

【経歴】

福岡県立明善高等学校 卒業

2017年 3月 中央大学法学部法律学科 卒業

2019年 3月 九州大学法科大学院 修了

2022年 4月 弁護士登録、栗林総合法律事務所 入所

入所のご挨拶



弁護士 松田 康秀

この度、司法修習を通じたご縁を機に、栗林総合法 律事務所に入所いたしました松田康秀と申します。プロ フェッショナルな職人気質を気概に一所懸命頑張ります。 さて、以下、自己紹介をさせていただきたく存じます。

私は、幼少期以来の熱烈な鉄道ファンでして、小さな頃は親とともに度々、今は無き東京万世橋の交通博物館や大阪弁天町の交通科学博物館へと学びに出かけました。

中学高校時代になると、本格的な鉄道趣味として鉄道研究部に所属し、部の仲間とともに全国の鉄道路線 完乗の旅へ出かけました。結果的に完乗という目標を達成することはできませんでしたが、大きな目標に向かって チャレンジすることの大切さを学びました。

大学入学後は、自動車の運転免許を取得し、自由に 行動することのできる範囲が広がったことから、鉄道写 真の撮影に夢中になりました。撮影旅行を通じて、全国 各地の高速道路をひた走り、今は無き夜行列車の数々 や旧国鉄時代の面影を残す列車たちを追いかけ、汗を流 しました。

20 代後半で自分の将来像に日々悩みましたが、自由かつ独立して職人気質な仕事に取り組むことができる職業として、弁護士に憧れました。他学部で未修者ということもあり、司法試験合格に向けた道のりは創意工夫が必要でしたが、生活環境を変化させ心機一転図るべく、法科大学院入学を機に関西で生活することを決断しました。鉄道趣味や学業を通じて、それまで多く訪れていた東日本に加え、西日本の各地を訪れることができ、日本各地の歴史や文化、気候風土などの違いを肌で感じ、各地の人々と交流することで、様々な価値観を学んだことは、私にとっての大きな財産です。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして、社会において、インターネット回線を利用したウェブ会議が広く普及しました。ウェブ会議は、時空をまたぐ移動手段として、時や場所の概念といった従来の価値観を根底から覆す、まさに究極の乗りもの、であるといえ

るでしょう。このように今まさに、時空革命とも呼ぶべき 激動の時代を迎えているなかで広く地球を眺めますと、 激動の世界情勢のもと、正義とは何であるか、が問われ ていると思います。特に、弁護士の使命である、社会正 義の実現、という意味においては、正義の概念それ自体 は価値相対的で多義的なものではありますが、核心とし ての法の支配は、ゆるぎないものであるといえます。ま さに核心である法の支配の実現に向け、法曹三者のうち 弁護士が果たすべき役割とは何か、を常に自問自答しな がら日々の業務に取り組んで参ります。。

法曹にとって、本年は弁護士の前身である代言人が誕生して150周年の特別な1年です。また、私の大きな財産をかたち造った、鉄道が日本で開業して150周年の特別な1年でもあります。

弁護士制度 150 周年、そして鉄道開業 150 周年の歴 史を振り返り、それぞれの分野において、先人たちが並々 ならぬ情熱をもって築き上げた社会遺産を引き継ぎ、新 たな価値の創造を目指して何事にもチャレンジする気持 ちを忘れることなく、そして、今まで応援してくださった方々 へ感謝の気持ちを決して忘れることなく、たゆまぬ自己 研鑽とともに精進を重ねて参ります。末永くご指導ご鞭 撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

【経歴】

私立城北高校 卒業

2015年 9月 早稲田大学政治経済学部政治学科 卒業

2019年 11月 司法試験予備試験 合格

2020年 3月 京都大学法科大学院(未修コース) 修了

2021年 3月 東京都立大学法学部科目等履修生課程 (労働法) 単位取得

2022年 4月 弁護士登録

2022年 5月 栗林総合法律事務所 入所 ー橋大学大学院法学研究科 ビジネスロー専攻(修士課程) 在学中

KSLO NEWS





| 日時 | 2022年6月24日(金)午後6時~午後7時半 |
|--------|-------------------------|
| 開催方法 | オンライン(Zoom を予定) |
| 費用 | 無料 |
| セミナー内容 | 『英文 JV 契約書の作成とチェックポイント』 |

英文JV契約書の作成に関するオンライン無料セミナーの開催

JV契約は、2つの企業が共同で出資し、新たな会社を設立する際に締結される契約です。合弁会社を設立する目的は様々 ですが、出資者となる企業がもつ何らかの経営資源(人・モノ・情報・知財・ノウハウ)などを共同させることにより、新しい 事業や、より強みを活かした事業を展開することが目的とされることがほとんどです。

JV 契約締結に当たっては、新しい法人を共同で出資して設立するため、株主となる各企業が、合弁会社をどのように経営・ 運営していくか、株主から離脱する場合にはどのような条件とするのか、合弁会社を解散する場合にはどのような条件とす るのかなど、多くの問題を検討する必要があります。

JV 契約の中でも特に出資比率は、将来の経営権をいずれの当事者が有するかを決定するため極めて重要な要素になります。 お互いが対等の立場で新会社を設立するという場合には、出資比率も平等で50対50とするのが合理的とも考えられます。 しかし50対50の出資比率とした場合、当事者の一方が反対した場合には何も決められないという状態、いわゆるデッドロッ ク(Dead Rock)の状態に陥ってしまうことになります。従って、50対50の出資比率を定めた場合にはデッドロックの解消 方法についても検討し、合わせて契約書に規定しておくのが通常です。

今回のセミナーでは、2つの企業のいずれか一方が海外企業である場合に、JV 契約書の作成において、どのような点に注意 して契約書を作成する必要があるのかを中心に検討していきたいと思います。

今回のセミナーについてはどなたでも参加可能ですので、英文契約書の作成について関心のある方は是非申し込みください。

お申し込みはメールまたはお電話で





海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO 栗林総合法律事務所

8 03-5357-1750

● 受付時間:9:00~18:00 ● 定休日:土日・祝日